

紙ほ知
のしっ
話いて

資源になる紙 ならない紙 紙リサイクル SDGsの取組

全国製紙原料商工組合連合会（略称：全原連）

私たち全原連は、家庭やオフィスなどから排出された新聞、雑誌、段ボールなどを製紙原料として内外の製紙メーカーに供給している全国各地の古紙問屋からなる全国組織です。古紙問屋の主な役割は古紙の製紙原料化です。具体的には、古紙の収集運搬から選別、加工（圧縮梱包）、保管、出荷までを担い、高品質で安定した製紙原料の供給を通して、「紙」のリサイクルの実現に取り組んでいます。

全原連のSDGs取組紹介

全原連では、古紙リサイクル事業を通してSDGsの達成に向けて取り組んでいます。令和3(2021)年に組合員を対象に実施したSDGs取組状況に関するアンケート調査結果によると、最も多かった取組は「No.12つくる責任つかう責任」、次いで「No.11住み続けられるまちづくりを」でした。これらのゴールに向けた取組の一部をご紹介します。



SDGs 11番

住み続けられるまちづくりを

古紙問屋では、自治体と連携した資源分別収集による古紙回収のみならず、古紙問屋自らが主体となって、集団回収を実施したり拠点回収など古紙の回収拠点を整備し、地域で発生した古紙を集めています。古紙問屋では1960年代から集団回収を全国各地で行っています。また、自治体と連携した資源分別収集による古紙回収は1980年代後半に全国的な広がりを見せ現在に至っています。



○独自回収の事例

古紙問屋の独自の取組として、365日24時間いつでも古紙を持ち込める「古紙回収ステーション」をスーパーマーケットやホームセンター、コンビニなどの駐車場などに設置し、親子向けにエコツアー開催するなど、企業や市民の皆さまと共にSDGsに取り組んでいます。



SDGs 12番

つくる責任 つかう責任

古紙の品質管理を徹底するため、組合員に対して古紙商品化適格認定を推奨しています。古紙問屋では集めた古紙から禁忌品(※裏面参照)や異物を設備や人手をかけて選別し除去しています。



○古紙商品化適格事業所の認定

全原連では、次の要件を全て満たす事業所を「古紙商品化適格事業所」と認定しています。

- ①製紙原料化設備を有しISO、EA21、廃棄物再生事業者登録等、公的制度の認証或いは許可を受けている。
- ②品質管理責任者を置き全原連の定める品質管理システムが機能している。
- ③コンプライアンスの遵守態勢が整っている。



SDGs 17番

パートナーシップ

古紙問屋では安定した古紙回収と製紙原料の供給を目指して、自治体、市民、企業と積極的な連携をしています。自治体との資源回収事業や市民への啓発事業、小売店との店頭回収、市民との集団回収や環境教育の一環として「出前講座」など、各ステークホルダーとの顔の見える関係を構築しています。



古紙とは(古紙の定義)

古紙とは1度使われた紙で、紙製品に再生(リサイクル)できる紙のことです。新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、雑がみ(※裏面参照)など様々な古紙が再生品に生まれ変わっています。

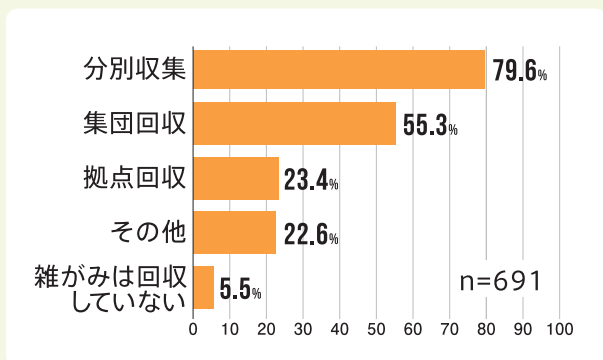
全国自治体の雑がみ回収の実態

全原連では、令和3(2021)年に全国の自治体(市及び東京23区)を対象に、雑がみ回収の実態についてアンケート調査を行いました。
調査結果の一部をご紹介します。



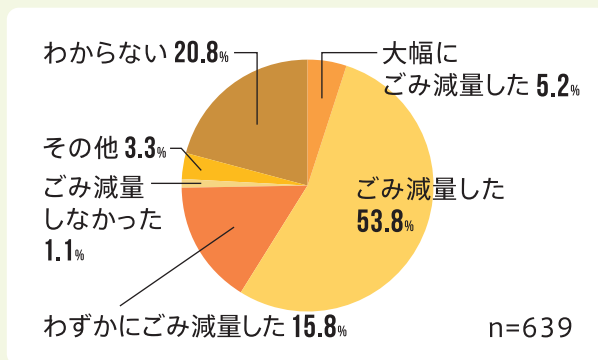
雑がみを分別収集している自治体は約8割

雑がみを「分別収集」している自治体は79.6%、「集団回収」55.3%、「拠点回収」23.4%ということが分かりました。「雑がみを回収していない」という自治体は5.5%でした。



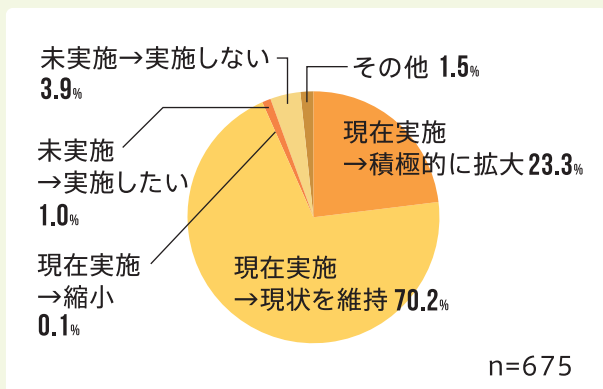
ごみ減量効果のあった自治体は7割以上

雑がみを回収することによって、「大幅に減量した」が5.2%、「減量した」が53.8%、「わずかに減量した」が15.8%であり、7割以上の自治体で雑がみ回収がごみ減量に貢献したことがわかります。



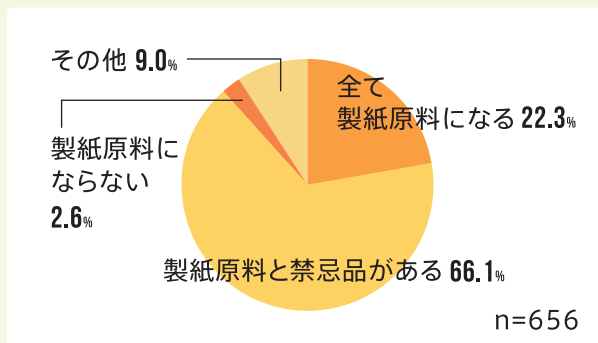
今後の雑がみ回収の意向は9割以上

雑がみ回収を「現在実施しており、今後も積極的に拡大していきたい」が23.3%、「現在実施しており、今後も現状を維持する」が70.2%でした。



紙マーク表示は2割以上の自治体で正しく理解されていない

紙マーク表示が付いた紙製容器包装において、「全て製紙原料になる」が22.3%、「製紙原料にならない」は2.6%の回答があり、2割以上の自治体で正しく理解されていないことがわかりました。



紙製容器包装 識別マーク について



紙マーク表示の紙製容器包装には、製紙原料になるものと、製紙原料にはならず固形燃料の原料に利用される紙があります。紙マーク表示が付いた紙が全て製紙原料になるとは限りません。具体的な対応については、地元の古紙問屋にご相談ください。

* 紙製容器包装と雑がみの区別については裏面をご参照ください *

雑がみと紙製容器包装(紙マーク)の違い

製紙原料にならない

① 紙製容器包装

カップ麺・ヨーグルト・
アイスの容器など



製紙原料になる

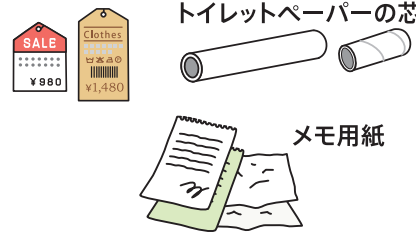
② 紙製容器包装

菓子箱などの空き箱 割り箸の袋



③ 雑がみ

値札 ラップや
トイレトペーパーの芯



出典:リサ2023年2月号

禁忌品(製紙原料にならない紙類)とは

禁忌品とは、製紙原料にならないもので製紙原料ではないものや不良品の原因になるもののことです。生産工程での不良品発生の原因や機械トラブルになります。主な禁忌品の例としては、下記の通りです。具体的な内容については、古紙再生促進センターHPをご覧ください。

臭いの
ついた紙



食品残渣の
ついた紙



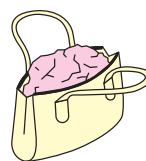
油の
しみた紙



感熱紙



昇華転写紙



●公益財団法人 古紙再生促進センターHP
<http://www.prpc.or.jp/recycle/municipality/>

雑がみとは

雑がみとは、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の上図②・③に分類されるもののことです。地域によっては、「ミックスペーパー」、「その他の紙」などの区分で回収されています。雑がみ回収では、禁忌品と言われる製紙原料にならない紙類(特に上図①に分類されるもの)が混入していることが多いため、回収する際は地元の古紙問屋と相談をお願いします。

ごみの減量と古紙の資源化推進は、共通の重要課題です。 全原連とともに紙リサイクルSDGs達成に向けて 分別排出の徹底にご協力をお願いします!

生活様式の変化により、家庭から排出される古紙の品目が多様化しており、「雑がみ」に分類される古紙が増加傾向にあります。せっかく回収されたにも関わらず「禁忌品」や「製紙原料にならない紙製容器包装」の混入により、製紙原料として使うことが出来ずにごみになってしまうことがあります。一方で、いまだに多くの「雑がみ」が可燃ごみとして焼却処理されています。大切な資源である古紙をごみにしない持続可能な社会に向けて、より一層の分別推進と市民へのご協力の願いを込めて、リーフレットを発行いたしました。

全国製紙原料商工組合連合会

〒110-0015
東京都台東区東上野1-17-4
坂田ビル3階

TEL 03-3833-4105 E-mail zengenren2@royal.ocn.ne.jp

HP <http://www.zengenren.com/>

●発行:全国製紙原料商工組合連合会(2023年5月発行) ●編集:ダイナックス都市環境研究所



本紙には環境にやさしい「VEGETABLE OIL INK」
及び再生紙を使用しています。